

京都市都市緑地保全法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年12月16日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第59号

京都市都市緑地保全法施行細則の一部を改正する規則

京都市都市緑地保全法施行細則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市都市緑地法施行細則

第1条中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「都市緑地保全法施行令」を「都市緑地法施行令」に、「都市緑地保全法施行規則」を「都市緑地法施行規則」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「第5条第1項」を「第14条第1項」に、「緑地保全地区内行為許可申請書」を「特別緑地保全地区内行為許可申請書」に改め、「の各号」を削る。

第4条中「第5条第1項」を「第14条第1項」に、「緑地保全地区内行為許可標識」を「特別緑地保全地区内行為許可標識」に改める。

第5条中「緑地保全地区内行為完了届」を「特別緑地保全地区内行為完了届」に改める。

第6条中「第5条第4項」を「第14条第4項」に、「緑地保全地区内行為通知書」を「特別緑地保全地区内行為通知書」に改める。

第7条中「第5条第6項」を「第14条第6項」に、「緑地保全地区内行為届出書」を「特別緑地保全地区内行為届出書」に改める。

第8条第1項中「第6条第3項」を「第15条において準用する法第9条第3項」に改め、同条第2項中「法」を「法第19条において準用する法」に改める。

第1号様式注以外の部分中「緑地保全地区内行為許可申請書」を「特別緑地保全地区内行為許可申請書」に、「都市緑地保全法第5条第1項」を「都市緑地法第14条第1項」に、「緑地保全地区内」を「特別緑地保全地区内」に改める。

第3号様式中「緑地保全地区内行為許可標識」を「特別緑地保全地区内行為許可標識」に改める。

第4号様式中「緑地保全地区内行為完了届」を「特別緑地保全地区内行為完了届」に、「京都市都市緑地保全法施行細則」を「京都市都市緑地法施行細則」に改める。

第5号様式中「緑地保全地区内行為通知書」を「特別緑地保全地区内行為通知書」に、「都市緑地保全法第5条第4項」を「都市緑地法第14条第4項」に、「緑地保全地区内」を「特別緑地保全地区内」に改める。

第6号様式中「緑地保全地区内行為届出書」を「特別緑地保全地区内行為届出書」に、「都市緑地保全法第5条第6項」を「都市緑地法第14条第6項」に、「緑地保全地区内」を「特別緑地保全地区内」に改める。

第7号様式中「都市緑地保全法第6条第3項」を「都市緑地法第15条において準用する同法第9条第2項」に改める。

第8号様式中「都市緑地保全法」を「都市緑地法第19条において準用する同法」に改める。

附 則

この規則は、平成16年12月17日から施行する。

(都市計画局都市景観部風致保全課)